

令和2年9月9日
公私連絡協議会

令和3年度高等学校就学計画について

東京都と一般財団法人東京私立中学高等学校協会は、都内公立中学校卒業者の令和3年度における都立高校及び私立高校の受入分担数並びに入学者選抜に関する事項について、「「第五次中期計画」の合意について（令和元年9月4日）」に基づき、下記のように合意した。

記

1 受入分担

(1) 令和3年度の就学計画を立てるまでの進学率を95.0%とし、都立高校及び私立高校の按分比を59.6：40.4として、それぞれ下表のとおり生徒の受入れを分担する。

(表)

	都立高校	私立高校
令和3年度就学計画	39,200人	26,700人

※ 詳細は別紙1「令和3年度高等学校就学計画」のとおり

(2) 前記 1 (1)の受入分担を確実に履行するため、次のとおり申し合わせる。

ア 公私立高校は、募集人員に対して適切な合格者数を定め、過不足が生じないよう一層努力する。

なお、定員未充足の場合は、追加募集を行うようする。

イ 都立高校は、定員管理を適正に行うよう努める。

ウ 都立高校は、募集定員の地域バランスを整えるよう努める。また、男女別定員制緩和などの実施については、男女収容に不均衡が生じないよう一層努める。

エ 私立高校は、支部別の都内公立中学校卒業者受入計画に沿って募集し、その実績を高めるため協会内に特別の委員会を設置する。

オ 実績進学率を向上させるため、実効ある対策を協議する。

令和 3 年度についても、公立中学校等を対象とする都立高等学校入学者選抜実施要綱説明会において、私立高校の授業料負担を軽減する制度等についての周知を行う。また、周知する情報の充実に努める。

2 入学者選抜に関連する事項

- (1) 公私立高校入学者選抜に関する公立中学校に対する説明会は、10月1日以降を厳守する。また、実施時期が集中しないよう配慮する。
- (2) 都立及び私立高等学校等の合同説明会の開催及び参加に当たっては、平成 25 年 3 月 7 日（別紙 2）の取り決めを踏まえて実施する。
- (3) 公私立高校の入学者選抜は、平成 26 年 9 月 4 日（別紙 3）の確認事項を踏まえて実施する。
- (4) 私立高校が中学校との間で入試相談を行う場合は、12月15日以降に実施することとし、一般入試及び推薦入試について、合格の可能性を述べるにとどめ、確約、内定はしないものとする。
- (5) 一人でも多くの生徒が高校に進学できるよう、既に公私立高校に入学手続を終えている生徒については、以後の募集への出願を遠慮するよう指導し、趣旨の徹底を図る。
- (6) 都立高校との併願者に係る私立高校の入学会費等の納入期限については、保護者の経済的負担に留意し、各校で十分配慮する。ただし、推薦入試による合格者については、この限りでない。

令和3年度高等学校就学計画

区分	年 度	令和3年度	令和2年度	増△減
		人	人	人
都内公立中学校	卒業予定者 A	73,062	75,403	▲ 2,341
	計画進学率 B	%	%	%
	進 学 者 C (A × B)	人	人	人
	69,500	71,700	▲ 2,200	
都内公私立高校	国立・他県高校 ・高等専門学校 への進学者 D	人	人	人
	3,600	3,800	▲ 200	
受 入 分 (C - D)	E	人	人	人
	65,900	67,900	▲ 2,000	
内訳	都内私立高校 F 受 入 分 (40.4%)	人	人	人
	26,700	27,500	▲ 800	
	都立高校受入分 G (59.6%)	人	人	人
	39,200	40,400	▲ 1,200	

※ 平成27年度以降、A欄に、都内公立中高一貫教育校在籍生徒を含めない。

平成 25 年 3 月 7 日
公私連絡協議会

都立・私立高等学校等の合同説明会の在り方について

東京の公教育は、都立学校（中高一貫教育校を含む）と私立学校が連携・協力するとともに、互いに切磋琢磨し合ってその充実に努めてきた。こうした基本に立ち、公私合同による都立・私立高等学校等の説明会（以下「説明会」という。）の在り方を以下のとおり取り決める。

- 1 説明会の開催及び参加に当たっては、特定の学校を利すことのないよう、参加校の選定や開催形態（区市町村単位、地区単位等）に十分配慮する。
- 2 東京都教育委員会が主催して実施する都立高等学校等合同説明会は、特定の学校のためなく、高等学校全体を対象としていることから、公私協調の観点に基づき、東京私立中学高等学校協会として参加を継続する。
- 3 第三者の塾関係団体等が主催する学校説明会に、各私立学校や都立学校が参加することについては、各校の判断による。
ただし、開催内容等について疑義がある場合には、主催者等に対し公私双方で確認を行う。
- 4 説明会の開催及び参加に当たっては、開催・運営に係る経費（会場費、報償費、印刷費、光熱費、消耗品費等）について、原則として公私双方の参加校が応分の負担をする。

平成 26 年 9 月 4 日
公 私 連 絡 協 議 会

東京都、一般財団法人東京私立中学高等学校協会及び東京都中学校長会は、都内公立中学校（以下「公立中学校」という。）において適正な進路指導が推進されるよう、文部事務次官通知（平成 5 年 2 月 22 日付）の趣旨を踏まえ、高等学校入学者選抜について、下記のとおり確認する。

記

- 1 公立中学校における進路指導は、日ごろの学習成績や活動の状況等による生徒の能力・適性、興味・関心等に基づき総合的に行うべきものであり、業者テストによる偏差値等に依存した進路指導は行わない。
- 2 公立中学校は、業者テストの実施に一切関与しない。また、校長会等がテストを行う場合は、進路指導の一参考資料を得るために行うものであり、選抜の資料として用いるために、高等学校に対しその結果の提供を行わない。
- 3 高等学校の行う入学者選抜は、公教育としてふさわしい適切な資料に基づいて行い、業者テストによる偏差値等を資料として利用しない。
高等学校は、業者テストの実施者、学習塾、保護者又は生徒から業者テストによる偏差値等を求めない。
- 4 私立高等学校の推薦等についての入試相談は、上記 1 から 3 の趣旨を踏まえ、次のとおり実施する。
 - (1) 開始期日 七都県高校進学問題協議会における協議を経て、私立高等学校及び東京都中学校長会で合意した日以降
 - (2) 相談資料 次の 5 点から、各私立高等学校が必要とする資料を用いる。
 - ア 中学校 3 年間の学習記録（3 年次の成績は、成績一覧表に記載する成績と同様の評価・評定を用いる。）
 - イ 成績一覧表作成用ファイルに収録の「第 3 学年学習記録一覧」
 - ウ 特別活動の記録、出欠の記録
 - エ 実技又は特性に関する記録
 - オ その他、その生徒の成績、能力、特性に関して私立高等学校が必要と認め、公立中学校が提供することのできる書類（ただし、偏差値資料を除く。）

高等学校就学計画と実績

区分 (年度)		27	28	29	30	31	2	
公立中学校 卒業者 (人)	計画	77,421	78,167	78,151	77,252	76,574	75,403	
	実績	77,534	78,297	78,257	77,387	76,746	75,617	
進学率 (%)	計画	96.0	96.0	96.0	96.0	96.0	95.0	
	実績	93.57	93.62	93.01	93.19	92.70	92.20	
進学者 (人)	計画	74,400	75,100	75,100	74,200	73,600	71,700	
	実績	72,552	73,300	72,783	72,117	71,145	69,721	
都立高校 (人)	計画	42,000	42,300	42,300	41,800	41,600	40,400	
	実績	42,975	43,219	43,118	42,114	41,826	40,773	
内訳	都 内 私立高校 (人)	計画	28,600	28,800	28,800	28,500	28,200	27,500
	実績	25,569	26,164	25,773	26,035	25,600	25,260	
国立他県 高校・高等 専門学校 (人)	計画	3,800	4,000	4,000	3,900	3,800	3,800	
	実績	4,008	3,917	3,892	3,968	3,719	3,688	